

広報



みなみそうま

がんばろう南相馬

3月

お知らせ版

編集・発行 南相馬市総務部秘書課 ☎④5216 FAX③7425

旧避難指示区域の再生

小高片草運動場 3月30日(月)供用再開

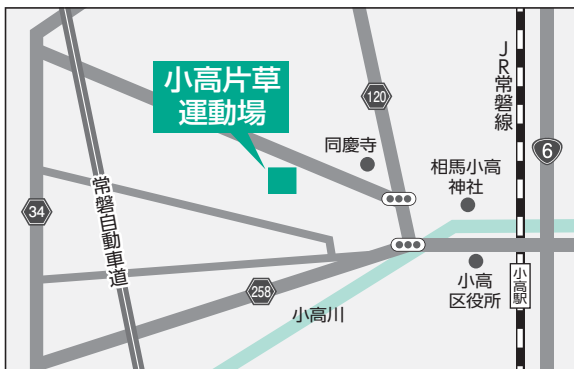


市では、小高片草運動場について、復旧工事が完了したことから、3月30日(月)から供用を再開します。

施設概要

テニスコート(砂入り人工芝、夜間照明付き)
3面、多目的広場、トイレ

所在地 小高区片草字南原46番地の1



利用料(個人利用)

大人 1回200円
高校生、小・中学生 無料

※小・中学生と高校生の無料は、市内在住・在学の方限定で、「南相馬市子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例」の施行中に限られます。

予約方法

公共施設予約システム(<http://minamisoma.e-rev.jp/>)、電話、窓口

予約先・問合せ

浮舟うきうきクラブ
(小高片草運動場指定管理者)
☎④6092

免除証明書や対象者認定票を 発送しました

市では、国保（国民健康保険）と後期（後期高齢者医療保険）の一部負担金の免除期間、介護（介護保険）サービス利用者負担額の軽減認定期間が延長となる方に、新たな免除書類（免除証明書や対象者認定票）を発送しました。

対象者の方は、医療や介護サービスなどを利用する際、新たな免除書類を提示してください。

今回発送した免除書類の有効期限後の免除書類は、各有効期限内に発送される予定です。

発送の際は、改めて広報紙などでお知らせします。免除の継続には、所得判定が伴います。

対象とみられる場合でも、市が所得額を正しく把握できない場合、免除書類を交付できません。



国保は薄紫色、後期は茶色、
介護は水色の封筒です。

発送対象

■避難指示が継続中の区域の方

【有効期限】

国保 令和3年2月28日(日)

後期 9月30日(水)

介護 7月31日(金)

■令和元年度中に避難指示が解除された旧帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域の方

【有効期限】

国保・後期 9月30日(水)

介護 7月31日(金)

■平成30年度以前に避難指示が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点の方

※平成30年中の所得が上位所得層に該当した場合、対象外です。

【有効期限】

国保・後期・介護 7月31日(金)

■震災によって住宅の全半壊などのり災をした方

※避難指示の解除された区域の上位所得層の世帯が、国保の免除を受ける場合、申請が必要です。

【有効期限】

国保・介護 令和3年3月31日(水)

発送日

■国保・後期 2月17日

■介護 2月26日

上位所得層

上位所得層とは、国保と後期では、世帯の各加入者全員の基礎控除後の総所得が600万円以上の世帯です。介護では、被保険者の所得が633万円以上の方です。

県・市義援金の申請をお忘れなく



市では、令和元年の台風19号と大雨で被災した方に配分される義援金の申請を受け付けています。

義援金の申請期限を更新しましたので、未申請の方は忘れずにお手続きください。1度の申請で県と市それぞれの義援金が配分されます。

県 義 援 金

配分対象	第一次配分	第二次配分
死 者 ・ 行方不明者	1人10万円	1人32万円
重 傷 者	1人5万円	1人16万円
全 壊	1世帯10万円	1世帯32万円
大規模半壊 ・ 半 壊	1世帯5万円	1世帯16万円
一 部 損 壊 (準半壊)	1世帯2万5,000円	1世帯8万円
一 部 損 壊 ※床下浸水	1世帯1万2,500円	1世帯4万円

市 義 援 金

配分対象	第一次配分
死 者 ・ 行方不明者	1人2万4,000円
重 傷 者	1人1万2,000円
全 壊	1世帯2万4,000円
大規模半壊 ・ 半 壊	1世帯1万2,000円
一 部 損 壊 (準半壊)	1世帯6,000円
一 部 損 壊 ※床下浸水	1世帯3,000円

申請期限 5月29日(金)

配分時期

県第二次は3月下旬から。

他は随時

申請先・問合せ

社会福祉課 ☎④5 2 4 3

住居被害の義援金の申請には、 り災証明書が必要

住居の被害に関する義援金を申請するには、まず、り災証明書の申請が必要です。

申請先・問合せ 税務課 ☎④5 2 2 7

震災・原発事故で代わりに取得した 家屋などの税を軽減

市では、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故で、代替資産を取得した方の固定資産税を軽減します。

対象者

次のいずれかの方

①津波・地震で、滅失・損壊した家屋とその住宅用地の代わりに家屋や住宅用地を取得した方

②滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を

取得・改良した方

③市が発行したり災証明書で半壊以上の判定を受けた家屋を修繕した方

④帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域内の家屋、住宅用地に代わる家屋、住宅用地を取得した方

取得期限 対象者①②③ 令和4年3月末

対象者④ 区域の解除後3年

問合せ 税務課 ☎④5 2 2 7

水 WED

木 THU

金 FRI

土 SAT

1	2 ♣こころの健康相談会	3	4
8 ♣元気モリモリ!もりあげ隊サロン	9 ◆生活困窮者出張相談 ◆行政相談会 ♣元気モリモリ!もりあげ隊サロン ◆原子力損害賠償に関するミニセミナー	10 ◆脳いきいき相談会	11 ◆オレンジカフェ
15 ★ぼにたん広場 ♥1歳6か月児健診	16 ♣元気モリモリ!もりあげ隊サロン ♥3歳児健診	17 ♥10か月児健診	18
22 ♥10か月児健診	23 ◆生活困窮者出張相談 ★なかよし広場	24 ★マタニティサロン ♣元気モリモリ!もりあげ隊サロン	25 ◆原子力損害賠償に関する休日相談会
29 昭和の日	30	1	2

◆脳いきいき相談会

※要予約
 10日(金)9:30~11:30
 市役所東庁舎2階
 長寿福祉課☎5239
 ◆認知症のひと家族の会相談
 13日(月)13:30~15:30
 原町区福祉会館
 ◆オレンジカフェ
 11日(土)13:30~15:30
 朝日座
 認知症のひと家族の会(荒)
 ☎34519

♣ みんなの健康 ♣

♣こころの健康相談会
 ※要予約
 2日(木)13:30~(精神科医師)
 14日(火)13:15~(心理職)
 原町保健センター
 健康づくり課☎3680
 ♣元気モリモリ!もりあげ隊サロン
 10:00~11:30
 8日(水)小高保健福祉センター
 16日(木)太田生涯学習センター
 24日(金)鹿島保健センター
 28日(火)原町区福祉会館
 13:30~15:00
 8日(水)ひばり生涯学習センター
 9日(木)ひがし生涯学習センター
 健康づくり課☎3680

♥ 子どもの健康 ♥

受付12:50~13:15
 ♥4か月児健診
 14日(火)原町保健センター
 (R1.12月生)
 ♥10か月児健診
 17日(金)原町保健センター
 (R1.5月生)
 22日(水)鹿島保健センター
 (H31.4~R1.6月生)
 ♥1歳6か月児健診
 15日(水)原町保健センター
 (H30.8月生)
 ♥3歳児健診
 16日(木)原町保健センター
 (H28.9月生)
 健康づくり課☎3680

★子育て★

★ベビーとママのリフレッシュ体操
 21日(火)10:00~11:30
 原町保健センター
 ★マタニティサロン
 24日(金)10:00~11:30
 原町保健センター
 ★なかよし広場
 23日(木)9:30~11:00
 原町保健センター
 ★ぼにたん広場
 15日(水)9:30~11:00
 鹿島保健センター
 健康づくり課☎3680

4

2020年/令和2年

日 SUN

月 MON

火 TUE

29	30	31
<p>子どもが病気・けがをした際の対応方法 市子育て応援Webサイト「げんきッズ!!ネット」</p> 		
5	6	7
	◆公証役場無料相談	
12	13	14
	◆認知症の人と家族の会相談会	♥4か月児健診 ♣こころの健康相談会
19	20	21
		★ベビーとママのリフレッシュ体操
26	27	28
		♣元気モリモリ!もりあげ隊サロン

+ 休日当番医・薬局
(当番医)9:00~16:00
(薬局)9:00~17:00

- 5日(日)
おのだ内科クリニック ☎228811
大町調剤薬局 ☎253389
- 12日(日)
三澤整形外科スポーツクリニック ☎250022
アイン薬局原町店 ☎267825
- 19日(日)
三澤内科ハートクリニック ☎253511
アイン薬局原町店 ☎267825
- 26日(日)
石原クリニック ☎222212
さくら薬局南相馬原町店 ☎266072
- 29日(祝)
しいな脳神経外科クリニック ☎231747
すわん薬局 ☎266327

+ 休日歯科当番医
9:00~16:00

- 5日(日)
相良歯科医院(鹿島区) ☎672525
- 12日(日)
木幡歯科医院(鹿島区) ☎462244
- 19日(日)
新開歯科医院(相馬市) ☎363214
- 26日(日)
大町病院(原町区) ☎242333
- 29日(祝)
山本歯科医院(相馬市) ☎352853

水道修理当番

- 鹿島区**
- 鹿島水工(株) ☎464110
(株)公水設備 ☎462824
(有)柴田設備 ☎462075
堀内組 ☎463460
多田設備 ☎463036
福相建設(株) ☎465531
- 小高区・原町区**
- 市管工事協同組合
☎080(1849)7308
- 1日~15日
(有)大槻住宅設備工事店 ☎220186
- 16日~30日
糸井熱機(株) ☎226161

◆各種相談◆

- ◆行政相談会
9日(木)10:00~正午
市役所本庁舎1階
- ◆弁護士何でも相談会
※要予約、祝日を除く
毎週木曜日17:00~19:00
市役所本庁舎1階
- ◆専門家による何でも相談会
※予約優先、祝日を除く
毎週火曜日 司法書士・行政書士
毎週水曜日 弁護士・税理士
毎週金曜日 弁護士
各14:00~16:00
市役所本庁舎1階
市民課 ☎245235

- ◆公証役場無料相談
※要予約
6日(月)10:00~正午
市役所西庁舎1階
相馬公証役場 ☎361008
- ◆生活困窮者出張相談
9日(木)、23日(木)9:30~11:30
市役所東庁舎1階
市社会福祉協議会 ☎243415
- ◆原子力損害賠償に関するミニセミナー
9日(木)17:00~20:00
市民情報交流センター
- ◆原子力損害賠償に関する休日相談会
25日(土)9:30~13:00
小高区役所1階
被災者支援課 ☎245337



お知らせ

「みなタク」の乗降場所変更

市では、定額タクシー「みなタク」の原町区内の乗降場所を変更します。

変更では、開店した商業施設を3月16日(月)から追加し、診療終了した医療機関を4月1日(水)から削除します。

追加場所
ヨークベニマル原町店

削除場所 渡辺クリニック

みなタクサービスセンター

☎ 233201

福祉



自閉症の理解を深めましょう

市では、障がいを持つ方が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせる社会を目指しています。

自閉症は、社会性やコミュニケーション、興味に発達の違い・偏りが見られる生まれつきの障がいです。外見からは自閉症であることが分からない場合が多く、偏見や誤解を受けることがあります。

■世界自閉症啓発デー

4月2日は、国連が定めた世界自閉症啓発デーです。

市内では、4月2日(木)〜8日(水)、東北電力原町火力発電所がシンボルカラーの青色にライトアップされます。

■まずはご相談ください

市では、専門の相談員が、発達に関する相談に応じています。

相談先・問合せ

こども総合相談室
(こども家庭課内)

☎ 245407

募集



国税専門官

仙台国税局では、国税専門官を募集しています。

国税専門官は、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う職業です。

申込期間

3月27日(金)〜4月8日(水)

受験資格・申込方法

国家公務員試験採用情報N A V I で確認、お申し込みください。

第1次試験日 6月7日(日)

問合せ

仙台国税局人事第二課

☎ 022(263)1111

健康



高平、石神の元気モリモリ！もりあげ隊サロン終了

市の健康づくり組織「元気モリモリ！もりあげ隊」では、高平、石神両地区でのサロンを3月末で終了します。

継続する他の地区のサロンには、お住まいの地域に関わらず参加できます。日程は、広報15日号のカレンダーページでご確認ください。

問合せ

市健康運動普及サポーター事務局(健康づくり課内)

☎ 233680

(4ページに関連記事)

お知らせコーナー

- ▶ 4月3日(金)18時
夜の森公園桜ライトアップ点灯式
ところ 夜の森公園
 - ▶ 4月3日(金)〜15日(水)18時〜20時
夜の森公園桜ライトアップ
ところ 夜の森公園
- 問合せ 南相馬観光協会 ☎ 222114

原発賠償

Q&A

被災者支援課
弁護士 金 幸 慶



Q. 特定避難勧奨地点での財物賠償は認められますか。

A. ADRセンターへの申し立てをすることで請求が認められる可能性があります。

不動産や家財などの財物賠償は、20キロ圏内でのみ認めるのが、東京電力の考え方です。

しかし、ADRセンターでは、特定避難勧奨地点となり避難したことで、財産が利用できなくなったことによる財物賠償を認めています。和解事例によれば、特定避難勧奨地点の設定期間や実際に避難していた期間などを考慮して、賠償額が定められます。自宅土地建物について、時価の20%の賠償額を認めたとの事例もあります。

ADRセンターへの申し立てについては、市が支援しています。

問合せ 被災者支援課

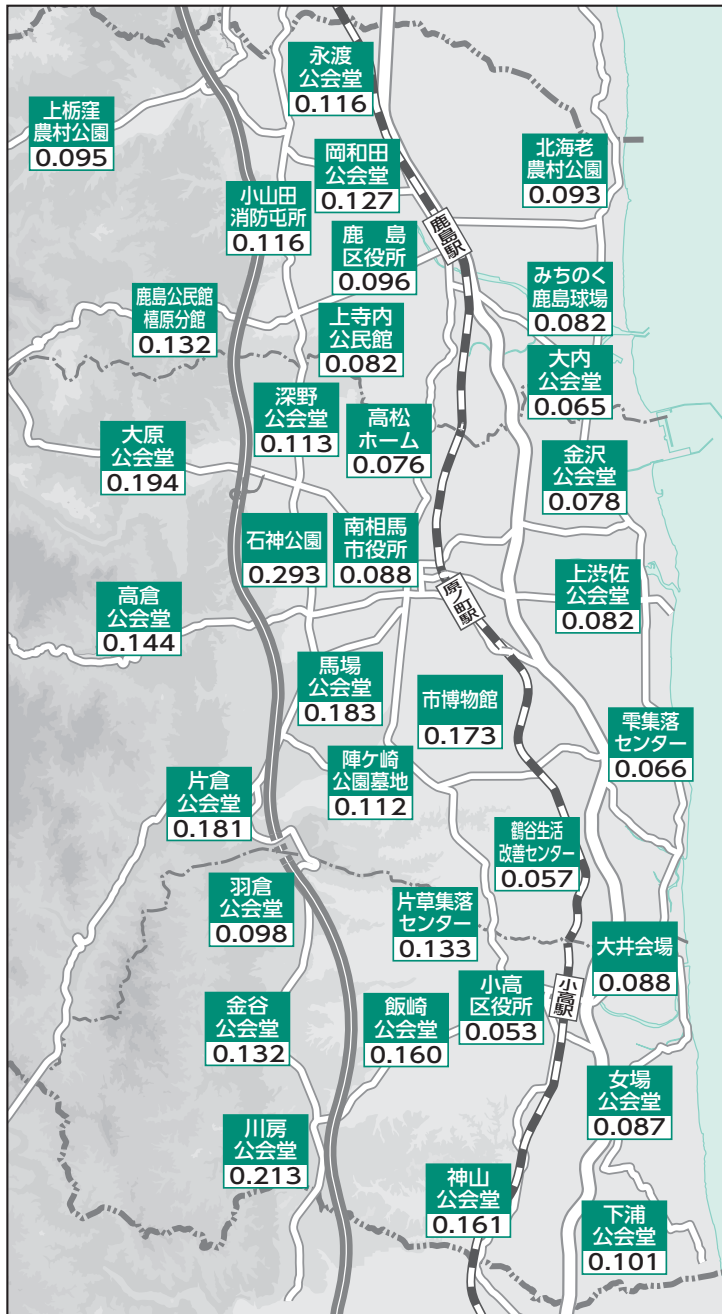
☎ 245337

環境放射線モニタリング結果

問合せ 生活環境課 ☎ 5 2 3 1

市内の空間放射線量率を掲載しています。

※測定日時は2月19日正午、単位はμSv/h、地上1m地点で測定



※市内約270カ所の測定結果が原子力規制委員会ホームページで公開されています。

旧避難指示区域などの人口

問合せ 被災者支援課 ☎ 5 2 2 3

【令和2年1月31日現在】

(人)

区 域 名	住民登録	市内居住状況	
		旧避難指示区域内	旧避難指示区域外
旧避難指示区域内	8,120	4,209	1,179
旧避難指示区域外	51,652	2	49,361
合 計	59,772	4,211	50,540

住民登録状況は住民基本台帳、居住状況は避難者情報を基に算出しています。

大気浮遊じんモニタリング結果

問合せ 生活環境課 ☎ 5 2 3 1

ちりやほりに付着した放射性物質の飛散状況を調べるため、市内10地点で収集した大気1mあたりの放射性物質の濃度を測定しました。

測定地点	セシウム	放射能濃度 (mBq/m ³)	
		2/5~2/12	1/29~2/5
小高区	川房 公会堂 (川房)	134	不検出
		137	0.069
小高区	金房 小学校 (飯崎)	134	不検出
		137	0.035
小高区	塚原 公会堂 (塚原)	134	不検出
		137	0.022
鹿島区	鹿島 区役所 (西町)	134	不検出
		137	0.028
鹿島区	鹿島 区役所 (西町)	134	不検出
		137	0.014
鹿島区	鹿島区3-3消防屯所 (南海老)	134	不検出
		137	不検出
原町区	横川 ダム (馬場)	134	不検出
		137	0.044
原町区	原町保健センター (小川町)	134	不検出
		137	0.024
原町区	高平生涯学習センター (下高平)	134	不検出
		137	0.031
原町区	高平生涯学習センター (下高平)	134	不検出
		137	0.023
原町区	高平生涯学習センター (下高平)	134	不検出
		137	0.015
原町区	市立総合病院 (高見町)	134	不検出
		137	0.030
原町区	市立総合病院 (高見町)	134	不検出
		137	0.024
原町区	大原 公会堂 (大原)	134	不検出
		137	0.016
原町区	大原 公会堂 (大原)	134	不検出
		137	0.240

※「不検出」とは検出限界値未満を示します。検出限界値はおおむね0.02~0.03 mBq/m³です。

渡邊正己京都大学名誉教授

(市放射線健康対策委員会委員長)による解説

今回、大気中の浮遊じんに含まれるセシウム137濃度は、平均0.035mBq/m³と過剰被ばくを考えなくて良い状態です。

このところ、新型コロナウイルスによる感染症が日本でも広がっています。報道によると、このウイルスは大気中を長時間漂うタイプではないようなので、しっかり手洗いすることで感染の危険性はかなり軽減されるようです。放射能の場合と同じように、ウイルスの性質を理解することが身を守る手段になると思われます。

水道水のモニタリング結果

問合せ 鹿島区/相馬地方広域水道企業団 ☎ 1020

小高区・原町区/水道課 ☎ 3547

(単位: Bq/kg)

対象施設	検 査 日			
	2月21日	2月19日	2月17日	
小高区	第1 浄水場	不	不	不
	第2 浄水場			
	小高北部簡易水道浄水場			
原町区	小高西部簡易水道浄水場	検	検	検
	牛越 浄水場			
	大谷 浄水場			
鹿島区	矢川原 浄水場	出	出	出
	大野台 浄水場			
	鹿島第2 水源地			

※「不検出」とは検出限界値未満を示します。検出限界値はおおむね1Bq/kgです。

3月25日(水)は窓口業務延長

3月26日(木)に実施予定だった市民課窓口の延長は、東京2020オリンピックの聖火リレーを考慮して3月25日(水)17時15分～19時に変更します。

問合せ 市民課 ☎④5 2 3 5

週末
サービス

3月29日(日)と4月4日(土) 転入、転出など窓口受付を実施

転入、転出などの窓口は3月下旬から4月上旬にかけて、転勤や異動が最も多い時期のため大変混雑し、手続きに時間がかかります。

市では、平日に窓口へ来られない方や混雑の緩和のために、週末の窓口受け付けを次の手続きに限定して実施します。

とき 3月29日(日)、4月4日(土)9時～17時

ところ 市民生活部市民課、
小高区市民総合サービス課、
鹿島区市民総合サービス課

受付業務

- 転入、転出、転居の住所変更（個人番号カードや住基カードを利用した転入と海外からの転入を除く）
- 住民票の交付（広域交付住民票を除く）
- 戸籍関係証明書の交付
- 印鑑登録・証明書の交付
- 税証明書の交付（納付を伴う証明書を除く）
- 戸籍届の受け付け
- 個人番号カードの受け取り、電子証明書更新

持参物

- 申請者の身分証明書（官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書1点。顔写真付きの身分証明書が無い場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、医療費免除証明書などのうち、いずれか2点）
- 印鑑（シャチハタは不可）
- 個人番号カード、個人番号通知カード、住基カード
- 印鑑登録証明書が必要な方は、印鑑登録証
- 手続きを自分以外の人へ依頼する場合は、委任状（委任状は、手続きを依頼する本人の直筆・押印されたものが有効です。委任状の様式は、ホームページからダウンロードもできます）
- 本市へ転入する方は、転出証明書（転入前の住所地で転出の届け出が必要）
- 国民健康保険証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証

問合せ 市民課 ☎④5 2 3 5

住所が変わったら14日以内に届け出

転入、転出、転居によって住所を変更した場合は、変更日から14日以内に市へ届け出が必要で
す。転出の届け出は、変更日の14日前から手続きを行うことができます。

問合せ 市民課 ☎④5 2 3 5

コンビニ交付で簡単・便利

顔写真付きの個人番号カードをお持ちの方は、コンビニエンスストアのマルチコピー機で次の証明書を取得できます。

取得できる証明書

住民票、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書（戸籍謄本・抄本）、
戸籍の附票、課税・所得証明書

利用可能時間 6時30分～23時（土・日曜日、祝日を含む）

利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど

問合せ 市民課 ☎④5 2 3 5

